令和８年（フ）第８２７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ａ22棟30
債務者　遠藤　孝太
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４９号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目15番10号、従前の住所青森市桂木２丁目13番地10　メゾンフリーダム103
債務者　古川　拓馬
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８６０号
仙台市宮城野区原町４丁目５番８号　パルシティエイト201
債務者　阿部　弘也
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８６７号
宮城県多賀城市大代４丁目13番１―303号
債務者　橋本　めい（旧姓前田）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７０号
宮城県多賀城市桜木１丁目１番39号　ア・ラ・モードＢ202
債務者　山下　那海
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７８号
宮城県塩竈市新浜町２丁目２番30―７号
債務者　小山　伸男
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８８５号
仙台市泉区向陽台５丁目12番13号
債務者　伊澤　久江
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８８９号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目21番25号　ネクサスホーム黒松203
債務者　佐々木　太
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８９６号
宮城県多賀城市八幡４丁目７番50―309号
債務者　田中加奈江
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９０２号
仙台市若林区荒井４丁目３番地の１　Ｓｉｅｃｌｅ21―205
債務者　佐々木富司男
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１５３号
秋田市土崎港相染町字大谷地４番地　ハイツピーチ206号、前住所秋田市土崎港相染町字大谷地33番地97　松本剛司方
債務者　松本　武志
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７０号
茨城県水戸市赤塚１丁目2085番地の２
債務者　髙橋　美芳
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２８８号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2660番地35
債務者　小林　弥幸
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９２号
茨城県水戸市浜田２丁目５番７号　グリーンパーク浜田103号
債務者　遠藤　　緑
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第６３４号
川崎市宮前区潮見台２番27―306号　ライオンズヒルズ宮前潮見台
債務者　小原沢真衣
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６４０号
川崎市中原区今井仲町13番７号　アネックス小杉Ⅱ　303
債務者　阪本　奈々
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６７３号
川崎市多摩区宿河原７丁目１番１号　エスポワール多摩　301
債務者　東　　佑介
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係